

石垣市おむつ代の医療費控除の事項証明に関する要綱

石垣市おむつ代の医療費控除の事項証明に関する要綱(平成24年石垣市告示第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び厚生労働省老健局総務課長連名通知)において、おむつに係る費用の医療費控除について、市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類で、おむつに係る費用の医療費控除の対象として認められるように取扱いが変更されたこと及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について(令和6年10月10日付け医政総発第1010第1号・障企発第1010第1号・老総発1010第1号厚生労働省医政局総務課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び厚生労働省老健局総務課長連名通知)において、おむつに係る費用の医療費控除を受けるのが1年目でも、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも市が法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類で、医療費控除の対象として認められるように変更されたことを受けて、おむつに係る費用の医療費控除の事項証明をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 おむつに係る費用の医療費控除の事項証明を受けることができる者は、石垣市において、法に基づく要介護・要支援の認定及び要介護状態区分の変更の申請を行い、主治医意見書が現存し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 主治医意見書については、おむつを使用した当該年に作成されたものであること。ただし、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合には、当該年に現に受けていた要介護認定の審査に当たり作成されたものであること又はおむつに係る費用の医療費控除を受けるのが1年目の者については、その者がおむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定(有効期間が連続しているものに限る。)で、それらの有効期間(当該年以降のものに限る。を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書(当該複数の認定に係る全てのもの)が現存すること。

- (2) 前号の定めによる主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が B1、B2、C1、若しくはC2であり、かつ、失禁への対応としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が現在あるか又は今後発生の可能性が高い状態であることが確認できること。

(申請)

第3条 おむつに係る費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医療費控除事項証明を受けようとする者は、おむつ代の医療費控除事項証明申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。ただし、令和6年以降の年分に係る申告については、おむつに係る費用の医療費控除を受けるのが1年目であっても前条に定める主治医意見書が現存する場合には、おむつ代の医療費控除事項証明申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 おむつを使用した当該年の途中に対象者が死亡した場合でも、死亡日までに使用したおむつ代の医療費控除については、前項のとおりおむつ代の医療費控除事項証明申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第4条 市長は、対象者の状況が第2条各号のいずれにも該当すると認めたときは、おむつ代の医療費控除事項証明書(様式第2号)を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月4日から施行する。